

<社員の発明についての対応>

区分	項目	大正期の特許法に基づく鈴木商店の内規	現行特許法	改正特許法(2016.4施行)
勤務に関する発明 (職務発明)	特許を受ける権利	発明者(社員)から使用者(会社)に譲渡(契約、勤務規則制定)	発明者(社員)から使用者(会社)に譲渡(契約、勤務規則制定)	使用者(会社)原始取得可能(契約、勤務規則制定が前提)
	発明の報酬	補償金または報酬(無償譲渡もあり)	「相当な対価」の支払いを受ける権利	相当の利益(金銭以外も可能)
	報酬基準	原則的に使用者(会社)が決定	当事者間で話し合い	「相当の利益」基準について通産大臣がガイドライン公表
勤務に関係ない発明(自由発明)	特許を受ける権利	業務上利害関係がある場合、職務発明と同様、使用者(会社)へ譲渡を求める	発明者(社員)。契約、勤務規則を定めても権利の承継は不可	発明者(社員)。契約、勤務規則を定めても権利の承継は不可